

令和6年度入善町新婚世帯住居費等支援事業(リフォーム判定用) チェックシート

番号	チェック項目	チェック
基本要件 (最大30万円)	I リフォーム実施内容について、着工前に、結婚・子育て応援課に事前審査に来られましたか。 ※リフォーム代金全てが補助対象経費になるとは限りません。	
	II リフォームについて、住まい・まちづくり課の「安心定住促進事業補助金」の対象ではありませんか。 ※上記の補助事業を申請した方が有利となる場合があります。 ※上記の補助事業を申請する場合、「新婚世帯住居費等支援事業補助金」との併用はできません。 (ただし、引っ越し費用のみの申請の場合は、併用可能)	
	III リフォーム着工前の写真と着工後の写真は撮られましたか？ ※施工業者様をお願いしてもOKです。	
	IV 申請日からさかのぼって、①～③の項目が1年以内、かつ、婚姻日から起算して1年以内ですか。 また、申請日が下記の要件がそろってから3か月以内ですか。	
	申請(予定)日 年 月 日	
	①婚姻日 年 月 日	
	②同居日 年 月 日	
	③契約日 年 月 日	
	V リフォームにかかる契約または費用は支払われましたか。※契約書または領収書を提示してください。	
	VI 町税の滞納はありませんか。※世帯全員の納税証明書が必要です。	
VII 上記以外の公的補助等は受けていませんか。 ※裏面の補助金制度一覧をご参照ください。		
VIII 過去にこの補助金の交付を受けていませんか。※他市町村で交付を受けた場合を含みます。		
追加要件 (最大60万円)	IX 婚姻届を提出し、受理された日の年齢が夫婦ともに29歳以下、または39歳以下ですか。 ⇒29歳以下に該当の場合は最大60万円の助成対象、39歳以下に該当の場合は最大30万円の助成対象です。	
	X 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届が受理された夫婦ですか。	
	XI 夫婦の令和5年における所得(直近の時点で発行されている所得証明書の金額)の合計額が500万円未満ですか。	
	XII 令和6年4月1日から令和7年3月31日までにリフォーム費用の支払いを完了していますか。	

(注意事項) 以下の場合は、本補助金の返還対象となります。ご確認をお願いいたします。

- (1) 交付決定の日から起算して2年以内に、申請者及びその配偶者の両方が町外へ転出したとき。
- (2) 交付決定の日から起算して2年以内に、申請者及びその配偶者が別居したとき。
- (3) 交付決定の日から起算して2年以内に、離婚届を提出し、受理されたとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

国の住宅取得・住宅リフォームの補助金制度一覧（令和6年度時点）

- ・こどもみらい住宅支援事業
- ・地域型住宅グリーン事業
- ・ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業
- ・こどもエコすまい支援事業
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・次世代省エネ建材支援事業
- ・既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・住宅エコリフォーム推進事業
- ・住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金
- ・住宅の断熱性向上のための先進的設備導入促進事業

※施工業者様にご確認をお願いいたします。